



島根県報

平成23年10月28日（金）

第2,337号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則 (総務事務センター) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 4

平成23年度定期種畜検査に合格した種畜 (食料安全推進課) 4

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (2件) (農 村 整 備 課) 6

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 7

鳥獣保護区の指定の一部改正 (2件) (") 8

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (") 8

休猟区の指定 (") 9

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (3件) (中 小 企 業 課) 9

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審 査 指 導 課) 12

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録 (森 林 整 備 課) 12

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗承継の届出 (中 小 企 業 課) 12

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 13

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施 (消 防 防 災 課) 13

【正 誤】

平成23年5月24日付け島根県報第2,292号中 (総 務 課) 14

平成23年7月26日付け島根県報号外第147号中 (環 境 政 策 課) 14

平成23年6月30日付け島根県報号外第133号中 (農 業 経 営 課) 15

公布された条例等のあらまし

◇島根県物品等調達規則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

- (1) 複写機の借入単価及び借入先の決定並びに支払は、総務事務センター長が行うこととした。（第2条・第16条関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成23年11月1日から施行することとした。

規**則**

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

島根県物品等調達規則（平成13年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、電子計算機」を削る。

第2条第5号中「総務事務センター長等」を「総務事務センター長」に、「決定する」を「決定し、支払う」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「第9号」を「第8号」に、「第23条」を「第20条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号中「、第19条及び第25条」を「及び第22条」に改め、同号を同条第9号とする。

第16条中「総務事務センター長等」を「総務事務センター長」に改める。

第17条を次のように改める。

（複写機の使用実績の通知）

第17条 総務事務センター長は、複写機の毎月の使用実績を関係する本庁等又は部局の長に通知するものとする。

第7章を削る。

第8章中第22条を第19条とし、第23条を第20条とし、第24条を第21条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第25条を第22条とする。

第9章を第8章とする。

第26条中「、電子計算機」を削り、第10章中同条を第23条とする。

第10章を第9章とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第4条第2号の規定により部局の長に委任された権限のうち、この規則の施行の日前に部局の長が借り入れた複写機の借入先への支出に係る行為については、総務事務センター長が行った当該行為は、部局の長が行ったものとみなす。

告 示

島根県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
八重垣レディースクリニック	松江市東出雲町意宇南5丁目4-2	平成23年10月28日
ワタナベ歯科	松江市東忌部町645-5	平成23年10月3日
松江中央薬局	松江市堂形町761	平成23年10月1日
弥栄中央薬局	浜田市弥栄町木都賀イ530-3	平成23年10月1日

島根県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ひかわ医療生活協同組合	出雲市斐川町直江4883番地1	居宅療養管理指導	斐川生協病院	出雲市斐川町直江4883番地1	平成23年9月1日
ひかわ医療生活協同組合	出雲市斐川町直江4883番地1	介護予防居宅療養管理指導	斐川生協病院	出雲市斐川町直江4883番地1	平成23年9月1日
ひかわ医療生活協同組合	出雲市斐川町直江4883番地1	訪問リハビリテーション	斐川生協病院	出雲市斐川町直江4883番地1	平成23年9月1日
ひかわ医療生活協同組合	出雲市斐川町直江4883番地1	介護予防訪問リハビリテーション	斐川生協病院	出雲市斐川町直江4883番地1	平成23年9月1日
株式会社コーユー	大田市久手町刺鹿1831番地	通所介護	デイサービス こうぜんじ	大田市長久町長久口426-27	平成23年9月5日
株式会社コーユー	大田市久手町刺鹿1831番地	介護予防通所介護	デイサービス こうぜんじ	大田市長久町長久口426-27	平成23年9月5日
奥野 誠	出雲市白枝町1035-4	居宅療養管理指導	ホームクリニック 暖	出雲市白枝町1035-4	平成23年8月1日
奥野 誠	出雲市白枝町1035-4	介護予防居宅療養管理指導	ホームクリニック 暖	出雲市白枝町1035-4	平成23年8月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	認知症対応型通所介護	デイサービスセンターほのか	浜田市久代町1-7	平成23年10月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンターほのか	浜田市久代町1-7	平成23年10月1日

島根県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	松江市古志原一丁目14番1号	認知症対応型共同生活介護	グループホームまごころの家・さいか	松江市雑賀町386番地	松江市古志原5-13-69	平成23年2月27日

島根県告示第701号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成23年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
平23島根県1第1号	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本鞍系種	2級
平23島根県1第2号	長春（日馬繁32S00008）	馬 日本鞍系種	級外
平23島根県1第3号	隠岐桜（日馬繁32S00006）	馬 日本鞍系種	級外
平23島根県1第4号	こん太（日馬血217320009）	馬 日本鞍系種	級外
平23島根県1第5号	安平国牽（全和黒原5365）	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第6号	85の3国牽（全和黒14699）	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第7号	星乃郷（全和黒原4659）	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第8号	福娘（全和黒原4786）	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第9号	福平高（全和黒13700）	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第10号	浜花（全和黒原4875）	牛	1級

		黒毛和種	
平23島根県1第11号	安重花 (全和黒原5034)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第12号	恵茂勝 (全和黒原5266)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第13号	第22宿1 (全和黒14692)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第14号	邦茂国 (全和黒14693)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第15号	福琴引 (全和黒原5339)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第16号	百合花 (全和黒14348)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第17号	桐花福 (全和黒原4983)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第18号	砂乃器 (全和黒原4445)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第19号	彦右衛門 (全和黒原4499)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第20号	花福平 (全和黒13601)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第21号	勝福久 (全和黒原5346)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第22号	正北国 (全和黒原3965)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第23号	八岐大蛇 (全和黒14030)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第24号	温泉華 (全和黒原4284)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第25号	第3幸武 (全和黒原4426)	牛 黒毛和種	1級
平23島根県1第26号	英平茂 (全和黒原4738)	牛 黒毛和種	2級
平23島根県1第27号	E237	豚 雑種	級外
平23島根県1第28号	D980	豚 雑種	級外
平23島根県1第29号	T259	豚 雑種	級外
平23島根県1第30号	R964	豚 雑種	級外
平23島根県1第31号	W404	豚	級外

島根県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

八尾川以南土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地
河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1
谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487番地
横地 繁延 隠岐郡隠岐の島町平166番地
野坂 一定 隠岐郡隠岐の島町池田字向田10番地
平田 俊夫 隠岐郡隠岐の島町上西峯24番地
嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木字尼寺山21番地 1
中村 隆治 隠岐郡隠岐の島町城北町229番地
森 昭三郎 隠岐郡隠岐の島町東町字登具118番地 1

監事

河本多喜夫 隠岐郡隠岐の島町下西469番地内 1
上野 秀夫 隠岐郡隠岐の島町下西544番地 2

2 就任年月日

平成23年2月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地
河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1
谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487番地
横地 繁延 隠岐郡隠岐の島町平166番地
野坂 一定 隠岐郡隠岐の島町池田字向田10番地
平田 俊夫 隠岐郡隠岐の島町上西峯24番地
嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木字尼寺山21番地 1
中村 隆治 隠岐郡隠岐の島町城北町229番地
森 昭三郎 隠岐郡隠岐の島町東町字登具118番地 1

監事

河本多喜夫 隠岐郡隠岐の島町下西469番地内 1
上野 秀夫 隠岐郡隠岐の島町下西544番地 2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

都万下田土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

角脇 律男 隠岐郡隠岐の島町津戸56
 高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647
 奥 正稔 隠岐郡隠岐の島町都万1948－1
 高梨 亘正 隠岐郡隠岐の島町都万2755
 齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308

監事

福田 晃 隠岐郡隠岐の島町都万2140－4
 齋藤 轟一 隠岐郡隠岐の島町都万3480

2 就任年月日

平成20年5月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

角脇 律男 隠岐郡隠岐の島町津戸56
 高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647
 奥 正稔 隠岐郡隠岐の島町都万1948－1
 高梨 亘正 隠岐郡隠岐の島町都万2755
 齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308

監事

福田 晃 隠岐郡隠岐の島町都万2140－4
 齋藤 轟一 隠岐郡隠岐の島町都万3480

島根県告示第704号

平成23年農林水産省告示第1550号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
松江市西忌部町字空山2431－10	森脇 光晴	松江市西忌部町968
松江市西忌部町字空山2431－10	本田 新吉	松江市西忌部町928
雲南市大東町中湯石2258	吉田 進	雲南市大東町中湯石126
雲南市大東町中湯石2258	新田 幸太郎	雲南市大東町中湯石46

仁多郡奥出雲町三成1320-9	細木 康夫	東京都日野市程久保一丁目10番地1ロード パレスⅢ303
出雲市唐川町字鈴ノ谷東244	荒木 文夫	松江市上乃木2466-3
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、三瓶町志学字 釜庭ハ327	奥野 昌平	大田市三瓶町志学ロ354-2
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1	竹下 ウタ	大田市三瓶町志学ハ197
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、三瓶町志学字 釜庭ハ327	大草 正寛	大田市三瓶町志学ハ168
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、三瓶町志学字 釜庭ハ327	松本 量雄	大田市三瓶町志学ハ243内1
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1	西尾 定二郎	高知県安藝郡田野町4564
大田市三瓶町志学字城平ハ323-1、三瓶町志学字 釜庭ハ327	尾崎 諭孝	大田市三瓶町志学ハ245-2
出雲市斐川町阿宮2319-2、2319-7、2319-8	保科 ツネコ	出雲市斐川町阿宮1025

島根県告示第705号

鳥獣保護区の指定（昭和56年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表熊野鳥獣保護区の項及び枕木山鳥獣保護区の項中「平成13年11月1日」を「平成23年11月1日」に、「平成23年10月31日」を「平成33年10月31日」に改める。

島根県告示第706号

鳥獣保護区の指定（平成13年島根県告示第782号）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成13年11月1日」を「平成23年11月1日」に、「平成23年10月31日」を「平成33年10月31日」に、「114.6ヘクタール」を「108.2ヘクタール」に改める。

島根県告示第707号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 益田市の一部
	2 面積 1,748ヘクタール
	3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第708号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西田・加茂休猟区	1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部
	2 面積 1,530ヘクタール
	3 存続期間 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第709号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 松江市宍道町佐々布208-35外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前)

株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

有限会社コバヤシ 代表取締役 木幡 良次 島根県松江市宍道町宍道1419-1

(変更後)

株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

有限会社コバヤシ 代表取締役 木幡 良次 島根県松江市宍道町宍道1419-1

(4) 変更の年月日

平成23年4月1日

- 2 届出年月日
平成23年10月17日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第710号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合玉湯店 松江市玉湯町湯町74外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号
 - (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
（変更前）株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号
（変更後）株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号
 - (4) 変更の年月日
平成23年4月1日
- 2 届出年月日
平成23年10月17日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第711号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合平田店 出雲市平田町1598番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

（変更前）株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

（変更後）株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

(4) 変更の年月日

平成23年4月1日

2 届出年月日

平成23年10月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第712号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成23年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
			変更後	変更前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
822	出雲市塩冶善行町2-2 出雲市猟友会 会長 土 江 忠夫	出雲市塩冶善行町2-2	出雲市猟友会 会長 土 江 忠夫	出雲簸川猟友会 会長 土 江 忠夫

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
202	大原森林組合 代表理事組合長 小林 薫 雲南市大東町下阿用401番 地1	○	○	○	○	大原森林組合 雲南市大東町下阿用401番 地1

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合玉湯店 松江市玉湯町湯町74外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

3 承継の年月日

平成23年4月1日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

5 承継の理由

グループ組織再編による会社合併のため

6 承継に係る店舗面積

1,407平方メートル

7 縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

益田市東町口481-2、口481-6、口481-7、口485-1、口485-2

面積 4,611.12平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市遠田町1059-9

有限会社 幹旋企画

代表取締役 大場 志峰

雑**報**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成23年度第4回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成23年10月28日

財団法人消防試験研究センター理事長 山 本 信一郎

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成24年2月5日（日） 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによ

る。

ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成23年12月8日（木）から12月21日（水）まで（郵送の場合は、12月21日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成23年12月5日（月）午前9時から12月18日（日）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

正

誤

平成23年5月24日付け島根県報第2,292号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から7	1 大東地域	2 大東地域

平成23年7月26日付け島根県報号外第147号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正

2	上から19	「区域」	「旧宍道町の区域」
---	-------	------	-----------

平成23年6月30日付け島根県報号外第133号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から7	第5号を第4号とし	第5号を第6号とし